

品川区立区民活動交流施設管理運営要綱

制定 平成22年11月17日 区長決定

要綱第132号

改正 平成24年 3月27日 区長決定

要綱第120号

改正 平成27年 2月 9日 部長決定

要綱第 43号

改正 平成28年 1月25日 区長決定

要綱第 24号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立区民活動交流施設条例（平成22年7月品川区条例第30号。以下「条例」という。）および品川区立区民活動交流施設条例施行規則（平成22年10月品川区規則第42号。以下「規則」という。）に基づき、品川区立区民活動交流施設（以下「交流施設」という。）の管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(営利行為)

第2条 条例第4条第1項第2号の「営利を目的」とする行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 物品を販売または販売契約をする行為。ただし、交流施設の利用者および交流施設内で開催している講座等の参加者が実費負担するテキストおよび教材教具類の配布を除く。
- (2) 会社、商店等が展示販売をする行為。
- (3) 月謝、授業料その他これらに類するもの（以下「授業料等」という。）を徴収する行為。（たとえ名目上会費であっても、実質的に授業料等であって学習塾に類するもの含む。）
- (4) 不特定多数の者に呼びかけ、文化芸術、スポーツ、地域活動等の活動を行うための運営費を上まわるような会費（参加費、入場料等を含む。）を徴収し、催物を行う行為。

(公益を害する行為)

第3条 条例第4条第1項第3号の「公益を害するおそれ」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 騒音等を発生し近隣住民の生活をおびやかすおそれがある行為。

- (2) 騒音または悪臭を発する物品を持ち込み、交流施設内の他の利用者または交流施設外の近隣住民、通行人等の交流施設の利用者以外の者から苦情がでる恐れがある行為。
- (3) 火薬、ガソリン、石油その他これらに類するもの（以下「火薬等」という）、プロパンガスその他これに類するガスの入ったガスボンベ等の危険物を持ち込む行為。
- (4) その他、交流施設の管理運営に支障をきたすおそれがある行為。

（使用承認の条件）

第4条 条例第6条第2項の「管理上必要な条件」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 重量物、大型器具等の持込禁止。
- (2) 電力消費量の多い機械の使用禁止。
- (3) 火薬等の危険物の持込禁止。
- (4) 高音を発するなど他の交流施設利用者および交流施設外に迷惑をかけるような行為の禁止。
- (5) その他、交流施設の管理運営に支障をきたすおそれがある行為の禁止。

（使用者の範囲）

第5条 条例別表第1ならびに別表第2および規則別表第2に掲げる「区内に住所を有する者」とは、品川区内に在住し、在勤し、または在学している者をいう。

- 2 条例別表第1ならびに別表第2および規則別表第2に掲げる「区内に事務所等を有する団体」とは、品川区内の学校、事業所（支所または支店）をいう。
- 3 条例別表第1ならびに別表第2および規則別表第2に掲げる「区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体」とは、その団体の構成員が5人以上で、かつ、当該団体の構成員のうち半数以上が品川区内に在住し、在勤し、または在学している団体をいう。
- 4 条例別表第1ならびに別表第2および規則別表第2に掲げる「区民以外」とは、前各項以外の者または団体をいう。
- 5 規則10条第2項第4号の「地域住民を主体とした団体」とは、品川区内に在住し、在勤し、または在学している者を主たる構成員とする団体で、かつ、次の各号に掲げるいずれかの活動を行う団体をいう。

- (1) 文化芸術、スポーツ、レクリエーション等に関する活動。
- (2) 地域活動、ボランティア等の地域に係わる活動。

（使用料の減免）

第6条 条例第9条および規則第10条に基づく使用料の減免については、飲酒を伴う交流施設の使用にはこれを適用しない。

- 2 規則第10条第6項第1号の「使用者の責に帰すべき事由によらない」とは、火災、地震、風水害等（以下「火災等」という。）による災害のため、または事故等で交通が

途絶したため、活動拠点室を使用できない場合をいう。

(使用料の還付)

第7条 規則第12条第1項第1号に規定する「区民活動施設等使用者の責に帰すべき事由によらない」および同条第3項第1号に規定する「活動拠点室使用者の責に帰すべき事由によらない」とは、火災等による災害のため、または事故等で交通が途絶したために交流施設を使用することができない場合をいう。

2 規則第12条第1項第2号および同条第3項第2号の「区の都合」とは、交流施設の管理上支障がある場合、火災等のため罹災者が交流施設を一時宿泊所として使用する場合または災害対策のために区が使用する場合等をいう。

(登録団体のスポーツ室または運動場利用)

第8条 規則第3条第4項の「区長が開催する会議」とは、コミュニティスポーツ・リエーション活動推進委員会（区立小学校および中学校等の施設および設備を利用する社会教育関係団体で構成され、品川区スポーツ推進委員に関する規則（平成23年8月品川区規則第32号）に規定するスポーツ推進委員で構成される品川区スポーツ推進委員会と協働で地域スポーツ推進事業を展開する地域スポーツ組織をいう。）または地域スポーツクラブ（平成12年9月文部大臣告示スポーツ振興基本計画に規定する総合型地域スポーツクラブをいう。）が毎月の1日から9日までに開催する利用調整会議（社会教育関係団体を代表する会員および地域スポーツクラブの会員が区立小学校および中学校等の施設および設備の利用日を調整する会議をいう。）をいう。

2 利用調整会議の日程については、広報紙またはホームページ等で周知する。

(公益団体)

第9条 規則第10条第1項第1号の「公益団体」とは、おおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 消防団
- (2) 交通安全協会
- (3) 町会連合会
- (4) 防犯協会
- (5) 防火協会
- (6) 納税貯蓄組合
- (7) 社会福祉協議会
- (8) 母子寡婦福祉連合会
- (9) 医師会・歯科医師会・薬剤師会・獣医師会
- (10) 商店街連合会

- (11) 工場協会
- (12) 商工会議所
- (13) シルバー人材センター
- (14) 公益財団法人品川文化振興事業団
- (15) 公益財団法人品川区スポーツ協会および同協会に加盟する団体（旧レクリエーション協会文化系6団体を含む。）
- (16) 公益財団法人品川区国際友好協会
- (17) P T A
- (18) 日本赤十字社
- (19) 青色申告会
- (20) 法人会
(認定団体)

第10条 規則第3条第3項別表第1ならび第10条第2項第4号の「認定団体」とは、おおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 町会連合会（品川区町会連合会、各地区町会連合会を含む）
- (2) 青少年対策地区委員会
- (3) 品川区民まつり実行委員会
- (4) 品川区防災協議会
- (5) 品川区民生委員協議会
- (6) 品川区健康づくり推進協議会・地区健康づくり推進委員会
- (7) 地区ふれあいサポート活動会議
- (8) 品川区高齢者クラブ連合会（各地区会・各地域会を含む）
(飲酒を伴う施設)

第11条 交流施設のうち飲酒を伴う使用を承認する施設は、地域交流室のみとする。

(フリーマーケットの利用)

第12条 交流施設のうちフリーマーケット（家庭で不要になった生活用品等を各自が持ち寄り、各自が販売することをいう。）を行い、3R（ごみの減量を示すリデュースおよび物の再使用を示すリユースおよびごみの再資源化を示すリサイクルをいう。）の環境運動促進のために利用を承認する施設は、第一多目的室のみとする。ただし、区長が認める場合は、この限りではない。

- 2 フリーマーケットの実施を目的として交流施設を利用することができる者は、次の各号の基準に該当する者とする。
- (1) 継続的にごみの減量およびリサイクルの推進を行うこと。
 - (2) 営利を目的としていないこと。

- (3) 出店者を募集し、出展料を徴収して実施するときの出展料が、1区画800円以内であること。
- (4) 特定の政党、特定の宗教または特定の教団等を支持しないこと。
- (5) フリーマーケットを実施するときに政治活動を行わないこと。
- (6) 区内に住所を有し、20歳以上の複数の者で構成されていること。
- (7) フリーマーケットを生業としていないこと。
- (8) その他公序良俗に反する行為を行わないこと。

- 3 フリーマーケットの利用をする者は、利用前に趣旨計画書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 フリーマーケットの利用後に収支報告書を区長に提出すること。
 - 5 交流施設内でのフリーマーケット利用回数は、利用者を問わず、月1回までとする。
- (その他)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、文化スポーツ振興部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年2月1日から適用する。ただし、次項の規定は平成23年1月4日から適用する。
- 2 交流施設の使用に係る手続きに必要な事項は、この要綱の適用の日前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年3月1日から適用する。ただし、次項の規定は、同年2月1日から施行する。
- 2 運動場の使用について必要な手続きは、この規則の施行の日前においても行うことができる。